第一章　関係政令の整備

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「、独立行政法人交通安全環境研究所」を削り、「自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

第十五条第一項第一号中「第二十四条第一項」の下に「、第二十四条の二」を加え、「第五項及び第六項並びに第七十五条の四」を「第四項及び第五項、第七十五条の三第一項、第五項及び第六項並びに第七十五条の五」に改め、同条第二項中「掲げる運輸監理部長」を「定める運輸監理部長」に改め、同項第二号中「第三十六条の二第三項」を「第三十六条の二第五項」に改め、同条第七項の表法第三十六条の二第六項及び第八項（これらの規定を法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の項中「第三十六条の二第六項及び第八項（これらの規定を」を「第三十六条の二第七項（」に改める。

（道路運送車両法関係手数料令の一部改正）

第二条　道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表七の項下欄を次のように改める。

一枚につき許可の期間一月までごとに二千五十円（その額が五千円以上である場合であつて、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	

第一条の表中十八の項及び十九の項を削り、二十の項を十八の項とする。

第二条の見出し中「検査法人」を「機構」に改め、同条中「検査法人」を「機構」に改め、「自動車検査証の交付に係る」及び「基準適合性審査に係る」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第百二条第三項の規定により、国に納めなければならない手数料の額及び機構に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

手数料を納付すべき者	国に納めなければならない手数料の額	機構に納めなければならない手数料の額
一　自動車の型式について指定を申請する者	一件につき八万円	一件につき、自動車審査試験項目（自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するための国土交通省令で定める試験の項目をいう。以下この項において同じ。）のうち申請に係る自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なもの自動車審査試験項目ごとに、その費用（自動車審査試験項目別費用額（自動車審査試験項目ごとに、その費用につき実費を勘案して国土交通省令で定める額をいう。）の合計額
二　特定共通構造部の型式について指定を申請する者	一件につき七万円	一件につき、特定共通構造部審査試験項目（特定共通構造部の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するための国土交通省令で定める試験の項目をいう。以下この項において同じ。）のうち申請に係る特定共通構造部の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なもの特定共通構造部審査試験項目ごとに、その費用（特定共通構造部審査試験項目別費用額（特定共通構造部審査試験項目ごとに、その費用につき実費を勘案して国土交通省令で定める額をいう。）の合計額
三　特定装置の型式について指定を申請する者	一件につき五万円	一件につき、特定装置審査試験項目（特定装置が保安基準に適合するかどうかを審査するための国土交通省令で定める試験の項目をいう。以下この項において同じ。）のうち申請に係る特定装置が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なもの特定装置審査試験項目ごとに、その費用につき実費を勘案して国土交通省令で定める額をいう。）の合計額

備考

一　その型式について法第七十五条の二第一項の指定を受けた特定共通構造部（同条第六項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを含む。）を有し、又はその型式について法第七十五条の三第一項の指定を受けた特定装置（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを含む。次号において同じ。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する者については、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して、一の項下欄に定める額を減額することができる。

二　その型式について法第七十五条の三第一項の指定を受けた特定装置を取り付けた特定共通構造部の型式について指定を申請する者については、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して、二の項下欄に定める額を減額することができる。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第三十六号中「平成十九年法律第九号」の下に「。以下「自動車検査独立行政法人法等改正法」という。」を加え、「自動車検査独立行政法人の」を「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号。第四十六号において「道路運送車両法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号。以下「旧自動車検査独立行政法人法」という。）第二条の自動車検査独立行政法人（独立行政法人自動車技術総合機構を含む。）の」に改め、同条に次の一号を加える。

四十六　道路運送車両法等改正法附則第六条第三項又は第十四条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人自動車技術総合機構の職員としての在職期間及び道路運送車両法等改正法附則第十一条第一項の規定により解散した旧独立行政法人交通安全環境研究所（以下「旧交通安全環境研究所」という。）の職員としての在職期間

第九条の二に次の一号を加える。

百八十　旧自動車検査独立行政法人法第二条の自動車検査独立行政法人（自動車検査独立行政法人等改正法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）及び旧交通安全環境研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

第九条の四に次の一号を加える。

百二十六　旧自動車検査独立行政法人法第二条の自動車検査独立行政法人

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第四条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十九号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九　独立行政法人自動車技術総合機構